(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市設計業務委託若手・女性・担い手育成表彰要綱(以下「要綱」という。) について必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者リストに登録できる若手技術者・女性技術者)

第2条 要綱第2条第1項第3号における表彰候補者リストに登録できる若手技術者・女性技術者(以下「若手技術者等」という。)は、1件の業務委託料が500万円を超える設計業務で北九州市設計業務委託成績評定要領に基づいた次の各号に掲げる基準を満たしているものとする。

なお、登録できる若手技術者等の範囲は、業務の組織体制表(以下「業務体制表」という。)に記載された技術者のうち、管理技術者又は担当技術者とする。

また、複数の工種が含まれている業務委託の場合は、工種別に若手技術者等の登録を可能とする。

(1) 若手技術者

受託した設計業務に従事する若手技術者 (男女を問わず、設計業務委託を 契約した日の属する年度の4月1日に満40歳以下の技術者をいう。)で、 優れた技術力、仕事に対する積極性、誠実性等により当該業務に対し、顕 著な貢献を果たすことが期待されるもの。

(2) 女性技術者

受託した設計業務に従事する女性技術者(前号の対象となる技術者を除く。)で、優れた技術力、仕事に対する積極性、誠実性等により当該業務に対し、顕著な貢献を果たすことが期待されるもの。

(表彰候補者リストに登録できるベテラン技術者)

第3条 要綱第3条第1項第3号における表彰候補者リストに登録できるベテラン技術者は、1件の業務委託料が500万円を超える設計業務で北九州市設計業務委託成績評定要領に基づいた次の各号に掲げる基準を満たしているものとする。

なお、登録できるベテラン技術者の範囲は、業務の組織体制表(以下「業務体制表」という。)に記載された技術者のうち、管理技術者、担当技術者又は 照査技術者とする。

また、複数の工種が含まれている業務委託の場合は、工種別に登録を可能とする。

(1) ベテラン技術者

受託した設計業務に従事するベテラン技術者(男女を問わず、設計業務委託を契約した日の属する年度の4月1日に満41歳以上の技術者をいう。) で、当該業務に従事する若手技術者等に対し、建設技術の継承、次世代の担い手育成に顕著な貢献を果たすことが期待されるもの。 (表彰候補者リストへの登録手続き)

第4条 受託者は第2条及び第3条に該当する所属の技術者を、表彰候補者リストに登録申請することができる。

なお、受託者は同登録申請書を、業務委託契約締結後 14 日以内に業務体制 表とともに、設計担当課長へ提出する。

- 2 業務委託1件につき、若手技術者1名、女性技術者1名までの登録申請と する。また、同一工種では、管理技術者1名、担当技術者1名とする。 なお、ベテラン技術者については、登録する若手技術者、女性技術者の人数 を上限とする。
- 3 第1項の登録申請があった場合、設計担当課長は内容を確認の上、業務体制表とともに、速やかに登録申請書を技術支援課長へ提出する。
- 4 技術支援課長は、前項の登録申請書の内容を確認した上で、表彰候補者リストへの登録を行う。
- 5 技術支援課長は、登録完了後速やかに登録完了通知書を発行し、設計担当課 を経由して申請者に通知する。
- 6 登録申請書の様式は、別紙のとおりとする。

(表彰候補者リスト登録後から表彰対象者の選定まで)

- 第5条 受託者は、検査依頼(中間・一部完了・完了いずれかの最初の検査)時に、登録完了通知書の写しを添付する。また、表彰候補者リストは、若手技術者・女性技術者表彰候補者リストとベテラン技術者表彰候補者リストをそれぞれ作成し、登録された技術者(以下「登録技術者」という。)は、技術支援課の検査に必ず立ち会い、検査員による質疑に対し回答する。
- 2 設計担当課長は、完了検査依頼書に登録技術者(ベテラン技術者は除く)に 関する業務状況報告書を添付し、技術支援課長に提出する。
- 3 検査員は、検査(中間・一部完了・完了)時に、登録技術者についての評定 を行う。
- 4 技術支援課長は、設計担当課による業務状況報告書と検査員の評定表の内容を確認し、表彰候補者がいれば、北九州市設計業務委託若手・女性・担い手育成表彰制度選定委員会(以下「選定委員会」という。)へ付議する。その際、表彰候補者が要綱第4条に該当しないことを確認しておく。
- 5 選定委員会は、前項の付議を受け、若手技術者・女性技術者表彰候補者リスト及びベテラン技術者表彰候補者リストに登録されたそれぞれの成績上位3 位までを表彰対象者として選定する。
- 6 第4項にある選定委員会の詳細については、別途選定委員会要領に定める。

(表彰の実施)

第6条 当該年度の表彰対象者については、翌年度に若手・女性・担い手育成表 彰を行い、表彰状及び副賞を授与する。

表彰は、毎年度1回、設計業務委託成績優秀表彰と同日(通常5月に開催) に行うものとする。

(受賞者の公表)

第7条 技術監理局は、受賞者の氏名とともに対象となった設計業務委託名、所属事業者名及び評定点を技術監理局において掲示し、北九州市のホームページに掲載する。

(表彰の無効)

第8条 評定要領第5条に規定する特別評定により評定点が減点され、評定が 75点未満となった場合は、表彰は無効とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は技 術監理局長が定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

取り扱い注意

【受託者用】

北九州市設計業務委託若手・女性・担い手育成表彰制度 (若手技術者・女性技術者表彰候補者リスト) 登録申請書

北九州市技術監理局技術部 技術支援課長 様

		令和	年	月	日
(申請者)	所在地				
商号	又は名称				
	代表者名				
			•	•	

以下の者は、優れた技術力、仕事に対する積極性、誠実性等により当該業務に対し、顕著な貢献を果たすことが期待されることより、北九州市設計業務委託若手技術者・女性技術者表彰候補者リストへの登録を申請します。

	表彰候補者
ふりがな	
氏 名	
生年月日 (元号)	年 月 日
設計業務委託を契約した日の	(歳)
属する年度の4月1日の年齢	※男性の場合は、基準日に満40歳以下が要件
性別	□ 男 ・ □ 女
該当設計業務における役割	□ 管理技術者 □ 担当技術者
工種	□ 土木 □ 建築 □ 電気 □ 機械
受託者名(商号又は名称)	
受託者 電話番号	
受託者 メールアドレス	@

申請の対象となる設計業務

業務名								
業務委託料					円			
契約工期	年	月	日	から	年	月	日	
完了検査予定日			年	月	日			

添付書類

- ・健康保険証等(生年月日・性別・所属事業所が判定できるもの)の写し。
- 【注1】本申請書は、業務委託締結日から14日以内に、業務の組織体制表とと もに設計担当課へ提出する。
- 【注2】業務委託1件につき、若手技術者1名、女性技術者1名までの登録申請とする。込設計の場合は、工種別に申請可能。また、本表彰の受賞は、1人1回までとする。(ベテラン技術者表彰を除く)

令和 年 月 日

北九州市設計業務委託若手・女性・担い手育成表彰制度 (ベテラン技術者表彰候補者リスト) 登録申請書

北九州市技術監理局技術部 技術支援課長 様

	(申記	請者)所	在地				_
商号又は名称								
			代表	長者名				_
以下の者は、(に従事する若手 育成に顕著な貢 ベテラン技術者	献を果たすこと	技術 が期	者に対	し、建設t ることよ	支術の継承 り、北九。	、次	世代の担い手	F
		表	彰候補	者				
ふりが:								
氏	名							
生年月日(元号)			年	月		日	
設計業務委託を基	契約した日の				(歳))		
属する年度の4月	11日の年齢	※基準日に満 41 歳以上が要件						
該当設計業務に	おける役割		管理技	反術者 □	担当技術	者 匚] 照査技術者	<u></u>
工種			土木	□ 建築	□ 電気		機械	
受託者名 (商号又は名称)								
受託者 電話番号								
受託者 メールアドレス			@					
申請の対象とな	る担い手育成対	象者						
担V	手育成対象者(教育	する若	手技術者	• 女性技術	<u>f者)</u>		
ふりがな								
氏 名								
該当設計業務における役割			管理技	反術者 □	担当技術	者		
工種			土木	□ 建築	□ 電気		機械	
申請の対象とな	る設計業務							
業務名								
業務委託料					円			
契約工期	年	月	日	から	年	月	月	
27 給本予完日			在	В	П			

添付書類

業務名 業務委託料 契約工期 完了検査予定日

- ・健康保険証等(生年月日・性別・所属事業所が判定できるもの)の写し。
- 【注1】本申請書は、業務委託締結日から14日以内に、業務の組織体制表とと もに設計担当課へ提出する。
- 【注2】登録する若手技術者、女性技術者1名につきベテラン技術者1名まで の登録申請とする。込設計の場合は、工種別に申請可能。また、本表彰 の受賞は、1人1回までとする。(若手技術者・女性技術者表彰を除く)